



平 監 収 第 9 3 号
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

請求人

殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭
小平市監査委員 藤 原 哲 重

小平市職員に対する措置請求に基づく
監査結果について（通知）

平成 2 1 年 8 月 6 日付けをもって提出された「小平市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

平成 2 1 年 8 月 6 日

3 請求の内容

(1) 主張事実（要旨）

ア 請求人は、平成 2 0 年 6 月 5 日、小平市都市建設部交通対策課に対し、市道 B 2 7 号（鎌倉街道）のうち、津田町 3 丁目 2 6 番先から「たかの街道」までの道路部分は、幅員 3. 8 メートルしかなく、この部分に通じる都営住宅に接する鎌倉街道部分が、6 メートル、4. 7 メートルと幅員が広いため、この方面から進行してくる自動車が制限速度 3 0 キロメートルを大幅に超えて時速 4 0 ～ 5 0 キロで、幅員 3. 8 メートルしかない道路部分に進入してくるため、いわゆる生活道路として、居住者の歩行や自転車の走行の安全を確保するため、速度を減速させるための施策をして欲しい旨申し入れた。

イ この申入れは、小平警察署交通課に対する速度規制の強化の申入れと平行してなされた。交渉のすえ、平成 2 1 年 3 月 1 7 日までに、担当課と請求人との

間で、カーブミラーの設置、外側線、ゼブラ模様、「止まれ」の表示のペインティング、ソーラー式点滅器の埋設のほか、津田町3丁目24番先の道路部分にポストコーンを設置することに合意した。これらの工事内容は、交通対策課と小平警察署との協議を経てなされたものである。

ウ これらの工事のうち、カーブミラー1箇所への設置は、平成20年7月1日になされ、その他は、平成21年4月に入ってから契約がなされ、最後のポストコーン4本の設置が、平成21年4月29日になされた。

請求人は、この設置に伴う自動車の変化を確認し、相当数の車両がこのポストコーンの前で減速し、それを維持していくことを確認した。

エ 平成21年5月8日、交通安全係長から請求人に電話があり、「5月7日、近隣住民から、ポストコーンの設置は、危険であるから撤去して欲しいとの申し入れがあったので、撤去する」と伝えてきた。電話では真意を解することができなかったため、市役所に出向き、撤去を申し入れてきた者の住所、氏名を教えてほしいこと。その者と近隣者同士として話を聞きたいこと。また、撤去を求める住民が、その理由としてどのようなことをいっているのか、教えてほしい旨求めた。

オ 交通安全係長から、氏名・住所は個人情報があるから教えることはできない。撤去を求める理由は、鎌倉街道を北側のたかの街道方面から南へ自転車で進行してきた者が、ポストコーンのある箇所で右折して、玉川上水方面からこの鎌倉街道へ進行してきた自動車の前に出ることができないこと。また、学園西町方面から速度を上げて進行してきた車幅の広い車は、ポストコーンのために、右折できないで前面家屋に突っ込む危険がある、そのときは小平市に責任が生じる、との説明をされた。

カ 請求人は、自転車で進行してきた者が、わざわざ進行してくる対向車の前にでることなどありえないこと。また、このポストコーンの設置は、自動車の速度を減速させるためのものであり、減速しないで進行しようとする車両があるから設置できないというのは、全く論理が逆であり、この理でいけば、市は何の施策もできないことになる。また、現状を放任して事故が発生すれば、今度はそれが市の責任になる旨反論したが、交通安全係長は、この反論には答えず、ポストコーンを撤去し、その跡に反射板を設置するからいいとして、その日のうちに撤去させた。

キ ポストコーンの設置方法及び設置場所の選定は、小平警察署交通課との協議のうえなされたものであり、撤去については、小平警察署には連絡もなくされた。ポストコーンは、4月29日の設置から9日あとの5月8日に撤去された。その理由とされているものは、何の根拠もないものである。

もし、ポストコーン設置に危険性があると指摘されたのであれば、請求人、

撤去申入れ者、市関係者の立会のもと、現場でその理由をきちんと聞き、それに基づき現場を検証し、さらに時間をかけて通過車両の状況、様子等を参考にして検討すべきである。そのうえで、関係者の納得のもとに対応を決めるべきである。

ク これをしないで、申入れを受けた翌日に何もしないまま、強引かつ一方的に撤去した理由は、請求人を困惑させることが目的であったとしかいいようがない。1年に及ぶ交渉過程で、請求人はできるだけ書面にして、いろいろな要望・意見を市に対していつてきたが、それらについての検討結果は、一度も連絡を受けたことがなく、請求人は、その都度結果を聞きに市役所へ出向かなければならなかった。この不誠実な態度に度々接し、ときには強く抗議することがあった。この撤去は、これに対する仕返しであり、また、請求人を困惑させるためである。

ケ 平成21年6月8日、交通安全係長は、交通対策課長の決裁を得て、契約をし、平成21年6月19日、ロードマーカ（以下、「路面埋込み式視線誘導標」という。）15個の工事を行った。（工事代金は、34万5,450円）

しかし、この反射板（以下、「路面埋込み式視線誘導標」という。）は、時速40～50キロで進入してくる自動車の減速には、全く何の効用もない。第一、その上に自動車が載っても、なんの違和感、振動も感じない。現場で検証すれば、一目瞭然である。

コ 係長には決裁権限はないが、交通対策課長は、前任の係長が担当していたときからの顛末をすべて承知していたのに、何らの検討、検証をせずに、係長がポストコーンを撤去する起案を認め、路面埋込み式視線誘導標設置の工事契約を決裁した。

サ この路面埋込み式視線誘導標工事の契約代金は、そもそもポストコーンの撤去の根拠がないにもかかわらず、これを撤去し、それに代わるものとしての施策であるから、その必要性のまったくないものである。さらに、その目的が請求人をして仕返しをして困惑せしめるためである。

したがって、この工事代金345,450円の公金からの支出は、違法である。

(2) 措置請求

違法に支出された工事代金345,450円を、交通対策課長が小平市に支払うことを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

都市建設部交通対策課における、「路面埋込み式視線誘導標設置工事」代金の支出が違法であるかを監査対象とした。

2 監査対象部

都市建設部を監査対象部とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述等

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年9月1日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、陳述において、本件請求の趣旨の補足を行った。新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、都市建設部の職員を立ち会わせた。

また、同日、都市建設部職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

平成21年9月10日、請求人は、陳述に対する意見として請求人作成の「意見書」を提出した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 交通安全対策について

本件の、津田町三丁目24番地一帯は、住宅街であり、そこを南北に市道第B-27号線（鎌倉街道）が縦断し、本件箇所です園西町方向から東西に走る市道第B-132号線とが交差し、T字路の交差点となっている。

請求人は、この交差点部分を含む一帯の交通安全の確保につき、市に対して従前からいくつかの交通安全対策を要望してきている。それに対し、市もその都度必要な対策を行ってきた。

監査に当たって、請求人が要望し施工された交通安全対策等について、平成21年8月20日及び平成21年9月18日に現地を調査した。

カーブミラー設置については、津田町二丁目25番地のT字路における、二面鏡の設置及び路面上の点滅板の設置の確認をした。

交差点から北側方向への、路面標示物については、ゼブラ模様、外側線、「スピード落せ」・「止まれ」部分の減速標示、滑り止め舗装等の標示等の確認をした。ポストコーンを撤去した跡へ、その代替策としての路面埋込み式視線誘導標の設置状況の確認をした。また、ホイールベースの長い車両が、当該交差点へ右折で

進入してくる場合の周囲の安全状況等を把握するため、車幅2.19メートル、車長5.95メートル、2.47トンの貨物乗用車を乗り入れて右折状況等を確認した。

これら当該箇所の現状把握をすることにより、本件箇所周辺の交通事情、さらに、要望に基づく一連の交通安全対策を実施したことによる、交通安全の確保が図られていることを確認した。

(2) 工事代金の支出について

「路面埋込み式視線誘導標設置工事」に関しては、契約から工事、検査、代金の請求から支出までの一連の事務手続き等については、小平市契約事務規則、小平市会計事務規則等の関係法令に基づき帳票等の書類を検査した。

その結果、本工事は、平成21年6月3日付で、交通安全係長が工事・契約伺書を起案し、同日決裁されていた。

契約締結の手續きとして、小平市契約事務規則に基づき、3社から見積書を徴収し、その結果、そのうちの最低価格を提示した株式会社アシスタと、契約金額345,450円で契約を締結し、小平市会計事務規則に基づき支出したことを確認した。

なお、契約内容等は次のとおりであった。

項目	契約内容等
工事名	路面埋込み式視線誘導標設置工事
契約締結日・契約番号	平成21年6月8日・平建交契第4号
工期	平成21年6月9日～平成21年6月26日
契約金額	345,450円(内消費税16,450円)
契約締結業者	株式会社 アシスタ(立川市砂川町3-39-7)
検査月日	平成21年6月26日
支払月日	平成21年7月10日

2 監査対象部の説明

(1) 交通安全対策について

ア 小平市の交通安全対策事業については、交通安全対策基本法に基づき、道路等の設置者等の責務として、道路等の施設に関し、交通の安全を確保するための必要な措置を講じなければならないとし、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされ、地域住民等の意見、要望を基に具体的対策を検討し、実施しているところである。

イ 請求人が主張する、平成20年6月5日以降、カーブミラーの設置工事がなされたのみで、他の対策をしていなかったともとれる主張に関しては、6月5日の要望の申し入れは、請求人居宅西側のT字路へのカーブミラーの設置のみ

であり、それ以外の交通対策についての要望は受けていないところである。市民からの要望については、要望処理書等に記載し、決裁を受けており、請求人の要望も記録されている。カーブミラーについては、6月17日には、設置依頼を行い、7月中に竣工している。

ウ 請求人は、重ねての対策としてハンプ（段差）式舗装の施工を提案したが、市では、それが周辺へ騒音・振動をもたらすと説明を行い、その程度を確認してもらうため、既設の場所などを説明した。その後、平成20年12月22日に請求人が来庁し、前回要望していたハンプ式舗装の進展が見られないことに対し苦情を申し立てた。しかし、市ではハンプ式舗装は、騒音等の問題から再検討をお願いしていたところであり、検討してもらいたいとの要望は受けていないものと認識していた。そこで、再度実施困難である旨説明した。

エ 平成21年1月14日、ハンプ式舗装に関する小平警察署との協議経過等の確認のため請求人が来庁。ハンプ式舗装は検討していないが、警察との協議は行っている旨回答した。後日の請求人との現地での実地調査の約束をし、ゼブラ舗装等で対応する旨伝えた。

1月27日、小平警察署との協議に基づく路面標示案を提示した。予算の都合上年度内に施工できない可能性があることの説明をし、請求人から了解を得た。

その後要望箇所の施工が可能である見通しが立った旨を伝えると、請求人は、この案は速度の20キロ規制と併せて実効性が確保されるので、警察からの規制の回答結果により決めるので待ってもらいたいとの要望があり、平成20年度中の施工は見送られた。

オ 4月7日、請求人が3月中に工事が終わるはずだったが守られていないとの抗議に訪れ、この点について、請求人との主張の相違が生じた。しかしながら、早急の対応を求めているものとし、4月8日に施工業者に見積もり依頼を行った。

4月17日に、請求人に路面標示施工は4月20日からの予定であること、また北側T字路部分への点滅鋏設置に関し、種類の要望を聴取したが、市の判断でよいとの了承を得た。

4月22日、路面標示施工が終了したことから、点滅鋏とポストコーンの手配に入る旨を請求人に連絡した。製品の入荷の程度によることから、設置がいつになるかは不明である旨伝え、了承を得ている。

カ ポストコーンの設置位置については、玉川上水方面からの直進車両の速度抑制が十分に図られる位置に設置することとした。これは、車道幅員が狭窄している箇所の手前が片側一車線の道路であり、たかの街道方面に設置した幅150センチメートルのゼブラ舗装の位置との関係から、この箇所に進入する

車両がポストコーンとの衝突を避け、左にハンドルを切り、かつ、減速操作を行うことを期待するには、外側線上にポストコーンを設置しなければ十分な効果が得られないと判断したためである。

その後、5月1日にポストコーン4本を設置した。請求人は、ポストコーンの設置日は、4月29日としているが、設置工事を行ったのは5月1日である。

キ 5月7日、住民が来庁し、請求人の申し入れにより設置したポストコーンの撤去について苦情を受けた。内容は、たかの街道方面から自転車で進行して来て、ポストコーン設置箇所を直進しようとしたが、前方がポストコーンで塞がれていると判断し、ポストコーンの手前で車道に出たが対向車と向かい合わせとなり、避けようとしたが、ポストコーンがあるため道路脇に避けられなかった。また、ポストコーンの設置により、学園西町方面からの右折車両が大回りをし、設置箇所に面した店舗に衝突しそうであることなどから、撤去して欲しいとの申し入れもあった。

設置から1週間ほどで2件の苦情がなされたことから、現地で確認したところ、直進車両の速度抑制効果は認められるものの、右折車両は、減速と併せて内輪差により車体がポストコーンに接触するのを防ごうと右にハンドルを切るのを遅らせ、店舗寄りにかなり直進してから右折動作を開始するのを確認した。設置当初には、右折するのが困難なほどの車長の車両が進入することは想定していなかったものの、大型車通行禁止の規制が無いことから、無理に右折する車両が存在することが明らかとなった。

ク ポストコーン設置により速度抑制の効果は認められるものの、右折車両により現実に車両が店舗直近にまで接近する状況が確認されたこと等から、緊急に撤去を行わなければ、市が設置した工作物により、車両が店舗に衝突し、市民が被害を被ることが予想され、現在の危険回避のために撤去を検討した。撤去について請求人に連絡したが、請求人は説明を求め来庁した。申し入れ2点の主張について、さらに現地の確認結果について説明した。請求人は、車道に自転車が進出することについて、車が走って来るのにあえて車道に出るわけではない、走り方に問題がある。また、右折車両については、速度を落とせば十分に曲がれる、速度を落としていないから曲がれない等と答えた。

さらに店舗に車両が衝突する可能性がある以上、今後は代替策を検討するので、撤去させてもらいたい旨申し入れるも、現実に車がぶつかってみなければわからない、鎌倉街道上で速度の抑制が図られなくなったのちに事故があったらどうするのか等反論されたが、現地確認の結果を踏まえ、撤去することを伝えたとところ、市の判断だから何も言わないが、了承はしない旨話し、話し合いを打ち切った。

この話し合いの中で、代替策として、通称キャッツアイと呼ばれる路面埋込

み式視線誘導標の設置などについて説明し、撤去後は、速度抑制効果のあるものについて検討し、対策を行う意向があることについて説明した。

さらにポストコーン撤去後には請求人から、キャッツアイ工事はいつやるのかとの問い合わせもあり、キャッツアイ等による代替策の設置について了承が得られているものと判断した。

ケ 請求人は、速度を上げて進行してきた車幅の広い車は、このポストコーンのために右折できないで前面家屋に突っ込む危険があるとの申し立てをしているが、このような説明を行ったことはない。ごく低速で、右折をしたとしても、ホイールベースが長く、内輪差が大きい車は、大回りになって店舗に接触する可能性があるとの説明をしたものである。

撤去の根拠は、設置計画の段階において予想し得なかった状況として、大型車でなくとも車長が長い右折車両が大回りをした結果、店舗に衝突する危険性が発覚したからであり、鎌倉街道における速度の抑制と交通事故防止の必要性は認識しているものの、その対策のために新たな危険を発生させても良いことの理由とはならず、現に、新たに設置したポストコーンのために車両が接触しそうな状況があり、交通事故の危険性が高まった以上、撤去せざるを得ない状況が生まれたことによるものであり、理由があるものである。

コ 請求人のいう、ときに強く抗議することがあり、この撤去は、これに対する仕返しであり、また、請求人を困惑させるためである、と主張しているが、これまで市としては、最善の方法として交通安全施設を設置しているのであって、要望に合った施設が施工できない場合は、代替策を検討することは当然である。また、市として、個人に対する仕返しや困惑させるために、事業を実施することは無いことは明らかである。これまでの数々の要望については適正に対処している。

ポストコーンの撤去に関しては一方的に撤去する旨、また、代替策を一方的に押し付けるような言動により、話し合いを打ち切ったかのような記載があるが、その事実もなく、代替案等について詳細に説明し、代替案に対する同意を得ようと努力を尽くしており、長時間にわたり話し合いを行ったものの了承が得られず、最終的に現実の危険回避のために撤去すること、また、代替案についても検討していることを説明したものの、請求人が一方的にその場を辞したものであり、一連の話し合いを通じて見ても、市に不誠実な態度をとったとされる事実は存在しない。

新たに設置した路面埋込み式視線誘導標については、視覚的に、また車輪を踏み上げた際の振動から、速度抑制効果が十分見込まれたものであり、小平警察署の調査の結果を見ても、時速30キロメートル以下で交差点に進入してくる車両が8割、幅を広げて時速35キロメートル以下で進入してくる車両が9割で

あり、その内のほとんどの車両が交差点手前でブレーキを踏んでいるとの内容から速度抑制効果があることは、明らかである。

(2) 工事代金の支出について

ポストコーンの撤去については、上記(1)から撤去するための根拠が存在し、その代替策とし施工された、「路面埋込み式視線誘導標設置工事」は、その効果が認められる結果が小平警察署による調査から導きだされている。

したがって、工事代金、345,450円の支出は、違法な公金の支出に当たらず、工事に要した金員の返還義務は無い。

3 判断

本件請求において、請求人は速度抑制に効果のない路面埋込み式視線誘導標の設置は必要ないとし、効果もなく必要ないものへ支出した工事費用の返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象部の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

路面埋込み式視線誘導標設置工事は、学園西町方面から市道第B-27号線へ右折するホイールベースの長い車両がポストコーン設置により大回りし、店舗に接触し、交通事故を起こす可能性が判明したことなどにより、その危険回避のためポストコーンを撤去し、代替策として本工事を実施したものである。

さらに、本工事は交差点に進入してくる直進車両や右折車両への速度抑制にも一定の効果があり、工事代金の支出も財務会計上の関係法令に基づく適正な支出がされており、違法性はないものと判断する。

4 結論

(1) 結論

上記3の判断により、請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

区域の実情に応じた交通安全対策は、地域住民等の意見、要望等を基に具体的な対策を検討し、実施するものとされており、その際には想定される諸状況等を踏まえ、十分検討のうえ実施すべきものである。

監査対象部においては、交通安全対策に対する市民の信頼を損なうことのないように慎重に行うことが求められる。市民に誤解や疑念を与えることのないよう、適切な対応に努められたい。

資料（小平市職員措置請求書等）

小平市職員措置請求書

一 請求の趣旨

小平市長小林正則は、小平市都市建設部交通対策課課長Aに対し、小平市に損害金として金345,450円の支払請求をし、

上記課長Aは、小平市に損害金として金345,450円を支払うことの措置を求める。

二 請求の原因

1 請求者は、平成20年6月5日、小平市建設部交通対策課に対し、次の申入れを行った。

市道B27号（鎌倉街道）のうち津田町3丁目26番先から「たかの街道」までの道路部分は、幅員3.8メートルしかないところ（甲第1号証◎部分）、この部分に通じる都営住宅に接する鎌倉街道部分が、6メートル（甲第1号証Ⓐ分）、4.7メートル（甲第1号証Ⓑ部分）と幅員が広いため、この方面から進行してくる自動車（殆どが通過車両である）が制限時速30キロを大幅に超えて時速40～50キロで、この幅員3.8メートルしかない道路部分に進入してくるため、いわゆる生活道路として、居住者の歩行、自転車の走行の安全を確保するため、この速度を減速させるための施策をして欲しい旨申し入れた。

上記Ⓐ及びⒷ部分は、もともと3.8メートルの幅員しかなかったものであるが、昭和61年、これに隣接する都営住宅が建て替えられたさい、小平市の東京都に対する強い要望で拡幅されたものである。

請求者は、この建て替えのさいの住民説明会で、指摘するような状況の発生を危惧する意見を述べたが、東京都の担当者は、上記のためそれは無理であるとの説明であった。

2 この申入れは、小平警察署交通課に対する速度規制の強化の申入れと平行してなされたこともあり（この部分は、以前は時速20キロであったのが、いつの間にか30キロに緩和されていた）、また、小平市の交通規制の基本的態度と請求者のそれとの違いもあり、交渉、協議はなかなか進展しなかったが、約10回に及ぶ交渉のすえ、平成21年3月17日までに、担当課と請求者との間で、カーブミラーの設置、外側線、ゼブラ模様、「止まれ」の表示のペインティング、ソーラー式点滅器の埋設のほか、津田町3丁目24番先の道路部分にポストコーンを設置することに合意した（甲第2号証参照、甲3号証は、設置跡）。

これらの工事内容は、ポストコーンの設置を含め、交通対策課の交通安全係係長Bと小平警察署交通課Cとの協議を経てなされてものである。

- 3 この工事のうち、カーブミラー1箇所を設置は、平成20年7月1日になされたが、その他の工事は、平成21年4月に入ってから契約がなされ、ポストコーン4本の設置は、最後となって、平成21年4月29日になされた（甲第3号証は、設置のあと撤去された跡である）。

請求者は、日に何度もこの設置にともなう自動車の変化を確認したが、相当数の車両がこのポストコーンの前で減速し、それを維持していくことを確認した。請求者は、少し安心した。

その価格は、1本4万3000円、4本の消費税を含む金額は、18万6000円であった（甲第4号証）。

- 4 B係長は、出向者であったが、平成21年3月31日をもって転任し、後任は、同じく出向者であるDが就任した。

- 5 平成21年5月8日、Dから請求者に電話があり、「連休が明けた5月7日、近隣の住民（ひとり）から、このポストコーンの設置は、危険であるから撤去してほしい、という申し入れがあったので、撤去する」と伝えてきた。

請求者は、この電話での話しでは、その理由、真意を解することができなかったため、市役所に出向き、Dに対し、二つのことを求めた。

一つは、その撤去を申し入れてきた者の住所、氏名を教えてほしいこと、その者と近隣者同士として話を聞きたいこと。

二つは、撤去を求める住民が、その理由としてどのようなことをいっているのか、とりあえず教えてほしいこと。

- 6 Dは、これに対し、次のように回答した。

前者については、個人情報法があるから教えることはできない。

後者については（図面で説明を求めたところ）図面（甲5号証）で㊸方面から自転車で行ってきた者が、右折して㊹方面から進行してきた自動車の前に出ることができない。また、㊺方向から速度を上げて進行してきた車幅の広い車は、このポストコーンのために、右折できないで前面家屋に突っ込む危険がある。そのときは、小平市に責任が生じる。

- 7 請求者は、特に後者について反論した。

自転車で進行してきた者が、わざわざ進行してくる対向車の前に出ることなどありえない。

また、このポストコーンの設置は、この部分に進入してくる自動車の速度を減速させるためのものであり、減速しないで進行しようとする車両があるから設置できないというのは、全く論理が逆であり、この理でいけば、市はなんの施策もできな

いことになり、また、現状を放任して事故が発生すれば、今度はそれが市の責任になる。

- 8 Dは、この反論には一切答えず、そのあとに反射板を設置するからいいとして、ポストコーンを撤去するといいはった。

そして、請求者が退庁したそのあと、業者に指示して、その日のうちに撤去させた（甲第6号証②）。

- 9 前述のとおり、この設置方法及びその場所の選定は、小平警察署の交通課との協議のうえなされたものであり、この撤去については、小平警察には、何の連絡もなかなされたのである。

ポストコーンは、4月29日に設置されて、そのわずか9日あとの5月8日に撤去されたのである。その理由とされているものは、上記のとおり何の根拠もないものである。しかも、5月7日に撤去の申入れがあり、その翌日に撤去している。仮に、もし、この設置に危険性があると指摘されたのであれば、請求者、撤去申入れ者、市関係者の立会のもと、現場において、その理由をきちんと聞き（前述のとおり、この危険の指摘自体に根拠はないが）、それにもとづき現場を検証して、さらに時間をかけて通過車両の状況、様子等を参考にして検討をすべきである。そのうえで、上記関係者の納得のもとに対応を決めるべきである。

- 10 これをしないで、申入れを受けた翌日に何もしないまま、これを強引に、かつ、一方的に撤去した理由は、請求者を困惑させることが目的であったとしかいいようがない。

すなわち、1年に及ぶ交渉の過程で、請求者は、できるだけ書面にして、いろいろの要望、意見を市に対していつてきたが、それについての検討結果は、ついで一度も連絡をうけたことがなく、請求者は、ある期間を置いて毎回、その都度、結果を聞きに市役所に出向かなければならなかった。

この不誠実な態度に度々接し、請求者は、ときに強く抗議することがあった。

この撤去は、これに対する仕返しであり、また、請求者を困惑させるためである。

- 11 このあと、平成21年6月8日、Dは、平成21年6月8日、交通対策課課長Aの決済を得て（甲第7号証）契約をし（工事代金は34万5450円）、平成21年6月19日、ロードマーカー15個の工事をした（甲第6号証③及び④、甲第8号証）。

しかし、この反射板は、時速40～50キロで進入してくる自動車の減速には、全く何の効用もない。第一、その上に自動車が載っても、なんの違和感、振動も感じない。現場で検証すれば、一目瞭然である。

- 12 Dは、係長であるから決裁権限はない。また、交通対策課長Aは、その課長として、Bが担当していたときからの顛末をすべて承知していた。そのうえで、前述

のように何らの検討、検証をせずにD係長がポストコーンを撤去する起案を認め、反射板の設置の工事契約を決裁したのである。

- 13 この反射板工事の契約代金は、そもそもポストコーンの撤去の根拠がないにもかかわらず、これを撤去し、それに代わるものとしての施策であるから、その必要性の全くないものである。さらに、その目的が請求者をして仕返しをして困惑せしめるためである。

したがって、この工事代金345,500円の公金からの支出は、違法であり、これは小平市の損害となるので、小平市長小林正則は、この金員の支払を交通対策課長Aに請求をし、決裁者であるAは、この小平市の損害を填補するため、市に対しこの金員を支払う義務がある。

三 請求者
住 所
職 業
氏 名

- 四 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙書証を添付、請求の趣旨記載の措置を求める。

平成21年8月6日

小平市監査委員 殿

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人情報(個人の氏名等)については非表示とした。)

書 証 説 明 書

平成21年8月6日

小平市監査委員 殿

請求人

号証	標目	原本・ 写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲1	図面	原本	21.8.6	請求者	鎌倉街道の車道の幅員の状況
甲2	道路作業 内容図	写し		B	作業内容検討図面
甲3	ポストコーン 設置位置	原本	21.8.6	請求者	平成21年4月29日、 ポストコーンが設置された 位置
甲4	単価契約書	写し	21.4.1	小平市市長 アシスタ	ポストコーン設置契約書と その価格
甲5	図面	原本	21.8.6	請求者	平成21年5月8日、Dが 説明した撤去申入れ者が危 険と指摘した内容
甲6	写真①	原本	21.5	請求者	小平市津田町3丁目24番 先付近
甲6	写真②	原本	21.5	請求者	ポストコーン設置跡
甲6	写真③④	原本	21.5	請求者	設置された反射板
甲7	契約締結書	写し	21.6.8	A D	反射板設置契約書
甲8	図面	原本	21.6.8	請求者	反射板設置位置
甲9	公開請求書 非公開決定 通知書	写し	21.7.27	市長	ポストコーンの撤去費用が 無料

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人情報（個人の氏名）については非表示とした。)

資料（意見書）

平監収第93号

平成21年9月10日

意 見 書

小平市監査事務局 御 中

請求人

頭書記載の監査請求につき、平成21年9月2日の関係職員・Aの陳述に対し、請求人は以下のとおり意見書（反論書）を提出する。

陳述は、これまでの経緯についても述べられており、その中には事実と異なる陳述が相当あるが、監査請求の趣旨から、反論する範囲は、平成21年5月1日から5月8日までの期間に限定する。

陳述記録には、頁は記載されているが、項目が立てられていない。このため、やむを得ず引用箇所は、頁数のみを記す。

- 1 このポストコーンは、平成21年5月1日に設置され、平成21年5月8日に撤去された。
設置日については、請求者の申立書には、「平成21年4月29日」と記載されている（2頁3項）。これは、請求者のメモでは、5月1日となっていたが、Dが「4月29日に施行との報告が業者から来ている」といいはるので、請求者の勘違いかもしれないと思い4月29日と記載したものである。
- 2 この設置に対し、2件の苦情が寄せられたことになっている。
ひとつは、「大型連休明けの初日である5月7日、業務開始まもなく市民が来庁」（10頁）したことである。
もうひとつは、「同日、…撤去してほしいとの申入れ」（10頁）があったこと

いる。

この後者は、市民なのか、通過した車輛の運転手なのか、どのような身分のものであるか、何時ごろ市役所に来たのか、だれが聞いたのか、一切陳述がない。

3 前者の市民が申出たとする苦情の内容は次のとおりである。

「たかの街道方面から自転車で進行してきて、ポストコーン設置箇所を直進しようとした際、前方にポストコーンがあり進路が塞がれていると判断し、ポストコーンの手前で車道に出たが、対向から進行してきた車両と向かい合わせとなり、避けようとしたが、ポストコーンがあるため道路脇に避けることができなかった。車がまさに進入してくる際に車道に進出するわけもないが、対向してくる車輛だけではなく、学園西町方面からの右折車輛もあり、鉢あわせになった際にさけることができないため、今日は自分が、妻も少し前に車と接触しそうになった。」(10頁)

この苦情内容は、支離滅裂である。これを述べる。

(1) この内容を請求書甲第5号証で説明しよう(この書証は、市が作成した甲第2号証の該当部分を拡大したものである)。

まずこのポストコーンは、直径80ミリの丸いゴム製の筒である(甲第4号証の2枚目、黄色の部分)。壁が設置されているわけではない。そのポストコーンとポストコーンの間は、130センチから180センチの間隔がある。したがって、「たかの街道方面から」すなわち甲5号証の④方向から進行して来た場合、余裕をもって、そのままこの間を直進することができるのである。「進路が塞がれている」ことなど物理的にありえない。対向車があるのであれば、このポストコーンの間を進行すれば、なんの危険もなく進行できるのである。

これに続き、「塞がれていると判断し、ポストコーンの手前で車道にでたが」とある。ポストコーンで前方が「塞がれている」と判断することなど、あるはずがない(ちなみに、この市民は、高齢者か、壮年者か、若年者かの指摘がない)。しかも、かりに塞がれていると勘違いをし、かつ、対向車を確認した場合、その自転車進行者は、必ず、その場所で停止をし、対向車が通過してから進路の右側の車道部分に出る。にもかかわらず、この市民は、対向車の通過を待つことなく、わざわざ、「ポストコーンの手前で車道に出」て「対抗してきた車両と向かい合わせとな」ったというのである。

このような行動をするものなどいるはずがない。

(2) だから、この市民は、みずから「車がまさに進入してくる際に車道に進出するわけもない」といって自分の上記行動を「するわけもない」と自ら否定しているのである。

(3) そこで、しょうがないので、次のようにいうのである。

「対向して進行してくる車両だけではなく、学園西町方面からの右折車両もあり、鉢合わせになった際に避けることができないため、今日は自分が、妻も少し前に車と接触しそうになった。」

再度、甲第5号証でこの内容を具体的に示せばつぎのようになる。

鉢合わせになった車両は、㉔方面から直進してきた車両と、㉕方面から進行してきた右折車両以外にあるはずがない。そうすると、直進者が優先であるから、右折車は、直進車の通過を待つて右折すればよいのである。まさか、「鉢合わせ」とは「衝突」したということではないと解する。この場合、この市民は、ポストコーン手前のゼブラ部分に停止しているか、あるいは、直進車の通過を待つて、右折者に合図をし、停車の了承の確認をとって、直進するか、右折車の右折を待つて進行を再開すればいいのである。何の危険もない。なんで「今日は、自分が、妻も少し前に車と接触しそうになった。」のか。どのような状況で接触しそうになったのか、説明もなく、全く趣旨がわからない。

この苦情を聞いたのは、Dひとりであったのか、Aも同席して聞いたのか、不明であるが、少なくともこのような苦情が、実態にあわない何の根拠もないということは、交通対策の担当者でなくとも、運転免許取得者であれば、即座に理解できたはずである。理解できなかったとすれば、道路安全対策基本法にもとづき、「地域住民等の意見、要望等を基に具体的な対策を検討し、実施している者」（8頁）として高らかに陳述していることに首を傾げざるを得ない。

4 ふたつめの苦情は、

「同日（5月7日）、設置したポストコーンにより、学園西町方面から右折車両がポストコーンとの接触をさけるために大回りをし、設置場所に面した店舗に衝突しそうであるから、撤去してほしいとの申入れもありました。」（10頁）というものである。

(1) この申入れは、だれによってなされたのか、市民なのか、単なる運転者なのか、通過自動車の目撃者なのか、運転者としたら、どのような車種の運転者なのか、一切の陳述がない。

「交通対策課では、市民からの要望に対し、要望処理書等に受理日や要望内等を記載して課長決裁をうけて」（8頁）いるのであるから、これらの事項が不明であることはありえないにもかかわらず、これについては全く陳述がなされていない。

さらに、この苦情が7日の何時ころ、どこで、誰が聞いたかも一切陳述がない。これは、後述する7日、8日のDの対応と非常に関連があるので、ここで

指摘しておく。

(2) 請求者は、5月8日、午前中にDから電話を受けて、撤去する旨をいわれたが、納得できなかったため、その午後、庁舎にでむいて、4階エレベータ前の来庁者用応接机で話をした。このとき、この苦情の件については一切でていない。話のあったのは、上記「市民」の話及び大型車の右折のときの危険性の指摘である。

仮にこの苦情が事実だとすれば、Dは、当然、このとき、請求者に、その申入れ人の前述の属性と苦情の内容を説明したはずである。しかし、これは一切していない。

(3) この車両は、「大回りをした」ことからすると、大型車であろう。

しかし、本件箇所を学園西町方面からきて右折する大型車両は、皆無と断言できる。

それは、本書末尾に添付の図面①を見れば一目瞭然である。

このいわれている車両の進行経路は、赤線で表示したルートである。この車両は、黄色で表示した「集会室」の南側を通って、その脇のクランクを右折と左折をして本件部分にたどり着き、この狭い交差点を右折して、3.8メートルしかない鎌倉街道を通って、たかの街道にでることになる。

しかし、この本件箇所にたどり着くまえには、幅員5.65メートルの「四小通り」があり（図面青で表示）があり、さらに幅員6メートルの「津田保育園通り」（図面緑で表示）があるから、車両はこのいずれかの、幅員の広い道路を通ってたかの街道にでるのであり、わざわざ陳述人が指摘するようなルートをとる車両などない。

5 「設置から1週間足らずで2件の苦情の申入れがなされたことから、D係長が現地にて確認を行った」（10頁）ことになっている。

2件の苦情は、5月7日になされたのであるから、その日のうちに現地に行ったということである。2件目の苦情を聞いたのが、何時なのかは、陳述がないが、7日の遅い時間であれば、現地で確認をすることなどできない。

さらに、重要なことは、それまでに請求者から、時には抗議を受けたと認め、また、陳述者も述べる交渉経緯からすれば、この現場は、請求者宅に隣接しているところであるから、事前に請求者に電話をし、この苦情があったから、これから現地を見に行くが、立会をしてもらいたい、となぜ依頼をしないのか。これをして負担が増えることはない。

双方で現地確認をすれば、共通の認識ができる。それでも、Dはこれをしなかったし、5月8日に請求者が出向いたときも、現地の状況を確認したとの言は、一言もな

かった。

Dは、この現地調査などしていない。

- 6 この現地調査については、どのくらいの時間現地にいたかについても一切陳述がない。

にもかかわらず、都合よく下記の自動車が右折するのを確認できたとする。

- ① 「宅配便のデリバリーバン」(11頁)
- ② 「荷台が長い前輪と後輪のホイールベースが長くとられているトラック」(11頁)

(1) この道路には、このような車が都合よく短時間の間に通過するような状態ではないことは前述のとおりである。多いのは、普通乗用車、軽の貨物車・乗用車、バイクであり、大型車は、ごみ収集車と宅配便である。しかし、これらの車は、ときに速度を上げて通行するが、道路の状況を熟知しているから、要所では、減速することがままあるので、高速の乗用車ほどの恐怖は感じない。

(2) 以上のことからすると、この現地調査も極めて不自然であり、その陳述も同じである。

- 7 上記車両の右折に関連して、ポストコーンを「撤去すべきものと判断」した理由は、次のようになっている。

「物理的に進入不可能な車両は進入を躊躇し、迂回するものと思われるものの、当該箇所には大型車侵入禁止の交通規制はなされておらず、大型の右折車の進入自体を抑制する効果はあるものの、禁止することまで市の対策としてみとめられていないこと、また速度抑制の効果は十分に認められるものの、右折車両により現実に車両が店舗直近まで接近する状況が確認されたこと等から、緊急に撤去を行わなければ、市が設置した工作物により、車両が店舗に衝突し、市民が被害を蒙る蓋然性が高いものと見て、現在の危険を回避するため、撤去すべきものと判断しました。」(11頁)

(1) 前項においても述べたが、Dが出かけると、すべて自己の考えないし行動を正当化する状況が出現するのである。ここでも、見ている前で店舗に衝突しそうな状況を確認できたというのである。これを証明するものはなにもない。どのような内容でも陳述することができる。

(2) ポストコーンの設置が進入車両に対し、減速効果があることは認めざるを得な

い陳述になっている。

(3) 大型車の進入規制が必要であり、それは市としてできないといいつつ、それができる小平警察との協議、申入れをしたとの陳述はなく、また、それをするという陳述もない。請求者が速度規制を求め小平警察署に処置を求めており、また、市と警察の協議を求めているにもかかわらず、である。そんなことは知ったことではないということである。

(4) これまでの請求者の指摘にもかかわらず、どうしても大型車が右折をする場合、前面店舗に衝突ないし接触する危険があるというのであれば、このポストコーンを本書末尾添付の図面②のように移設すればよいのである。

すなわち、ゼブラ表示を青線のように変更したうえ、ポストコーンを赤点で表示したところに移設するのである。そうすると、右折のために回転できる範囲は、設置前と同じように確保でき、また、ポストコーンが視野にはいることによる減速を期待できるからである。

ゼブラ表示部分が狭くなるが、これは減速効果に全く影響しない。

交通対策課が、緊急にしなければならなかったのは、この移設工事である。これを検討したという陳述は、これまた一切ない。

(5) 本件各施策については、ポストコーンの設置を含め、小平警察署と協議をしたことは、請求者も小平警察署で確認をしている旨陳述したし、Aも「小平警察署との協議に基づく交通安全施設設置案」(9頁)を作成したと陳述していることから明らかである。

にもかかわらず、この撤去については、小平警察署にも一切連絡、協議もせずに撤去しているのである。なぜ、協議をしなかったのか、これについても、一切、陳述していない。

8 最後に5月7日から5月8日にかけてのDの行動について述べることにする。

この2日間になぜ、Dは、現地調査のさい、請求者の立会を求めず、また、撤去をするまえに、苦情を申し出た者(その苦情が、奇妙なものであり、また、漠然として不明確であることは、前述した)、市関係者、警察関係者、請求者等が立ち会って、実際の状況を確認しなかったのか。さらに、関係者により、この前述の移設等の検討、検証をしなかったのか。これについても、一切の陳述はない。このことを踏まえ以下を述べる。

(1) 5月7日、請求者が市役所でDに苦情申出人(ひとり)について、請求者が住

所、氏名を教えてほしいといったところ、Dは、個人情報保護法からそれはできない、といった。そこで、請求者は、それでは、請求者が話しをしたいといっているのに、本人にそのことを伝え、請求者と会うことを断ったら、会わないし、あつて話をするを了承するといふのであれば、会って話し合ってみるから、その可否を本人に聞いてほしいと依頼したところ、これさえもできないと拒否したのである。なぜこの提案を拒否したのか、陳述はない。

(2) 本件場所において、客観的に接触事故が発生する蓋然性など存在しなかったことは、これまで述べてきたところから明らかであるが、仮に、その蓋然性が少しでもあったとしても、この撤去を2日ないし3日延ばし、その間に市関係者、苦情市民、小平警察署及び請求者等の関係者が、現場で立会をし、その状況を踏まえて協議をしても決して遅すぎることはなかったことは、これ以上指摘する必要のないことである。

9 以上により、本件ポストコーンの撤去及びこれにともなう反射板の設置は、正当な理由は何ひとつ説明されていない。

D等が、請求者から「抗議」をうけていたことは、陳述も自認するとおりである。

この一連の行為は、請求者のこの抗議に対するいやがらせ、仕返しであり、また、請求者をして困惑せしめようとするものである。

このための反射板設置のための公金支出は、違法である。

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人情報(個人の氏名)については非表示とした。)

書証説明書

- 1 函面 ①
- 2 函面 ②

事実証明書

ア 本人作成の書証説明書と題する、甲1から甲9まで付番した書類一式

平成21年9月10日に追加提出された事実証明書

イ 平成21年9月10日付請求人作成の意見書と題する文書

平成21年9月18日に追加提出された事実証明書

ウ 平成21年9月18日付請求人作成の意見書（補遺）として、本人撮影の本件箇所のポストコーン設置状況の復元作業中を撮影した写真の写し